

史料

江戸時代 旅宿物語 (三)

「江戸時代の道路を往く」の續篇

渡部英三郎



五、旅宿の女

◎旅宿の女の一般的な存在

江戸時代に於ける旅宿の女に就いては嘗つて本誌に「江戸時代の道路を往く」を書いた際、斷片的に記述を試みたが、此處ではそれに對する追補の意味をも含めて、當時の

旅宿が、單に休泊の場所であつたばかりでなく、故郷を離れた旅人等の性的本能・若くはそれを基調とせる旅の情緒への要求と如何に密接なる關係に於て存在したかを明かにする資料とした。

當時と雖も到る處・旅宿の悉くに春を賣る女が居たものでないことは、他の機會にも引用したやうに、幕府吏、田

中丘隅が「民間省要」の中で、飯盛女（私娼）に就いて、
此女有宿もあり、又無きもあり

と記してゐることなどによつても疑ない。然し當時、旅館に於ける斯種の女の存在は少くとも極めて一般的であつた。ケンペエルヤシーポルトなどはじめ多くの外國旅行者の紀行中、宿場の女に關する記述が非常に多く、その一つの重要な部分を成してゐることは、それを讀んだ人々の等しく肯くところであらう。（拙稿「江戸時代の
道路を往く」参照）殊にケンペエルが、

日本の公けの旅宿は盡く皆公けの妓樓なること否定すべからず。一旅館に於いて客の多過ぎるとき、他館の主人は自家の傭婦をこれに融通して間違なき收益を圖るなりと云ひ、日本婦人を妻とせるカロンが其著「日本の記事」に於いて、宿場の女等の一般的な存在を否定せるに對し、カロンは其の著「日本の記事」に於いて、日本の美しき人々（婦人）のために辯護して、數個の都市の私娼公娼の外にも、日本にはかかることを生業とする者あり、そ

の説を非認したるは餘りに行過ぎたり。恐らくは日本生の彼の正妻に對する尊敬心より出でたるなり、

と記し、彼らしい觀察を下してゐるなどによつても容易に窺知せられよう。

獨り宿場に於いてばかりではなく、京都・大阪等の大都市に在つても、旅館にそれ等の特殊の女はつきものであつた。寛永年間頃、京都所司代たりし板倉伊賀守の施政斷訟の大要を摘記せる「板倉政要」中に、

一、旅籠町之事、大略可准遊せ町之儀、雖然輕重好惡之分別、於其時可有批判之事

とあるは、旅館の軒を並べてゐる街の取締を遊女街に準ずべきことを規定せるものであつて宿場以外の大都市に於いても、旅館には斯種の女が充滿し、其の内部には赤裸々な人肉の市が展開してゐたことを示すものである。それは同じく「板倉政要」が風呂屋の雇女等の同様の行爲を取締つて、

召使女等又者致人宿事者、准遊女町法度同前尤ノ事

と令せるなどと相照應せるものであつて、大都市と云はず宿場、盛り場と云はず、戦亂の後を承けて泰平漸く打續き、淫濫の風靡然として社會を支配しつゝあつた時代相を洩し傳へたものでなければならぬ。

江戸時代に於ける庶民の旅行の諸相を代表的に描いてゐる「東海道中膝栗毛」や「好色一代男」などに於いて飯盛女や宿場女郎（公娼）に關する記述が極めて多く、そして力を入れて書かれ、興味を中心となつてゐるかの觀があるのも、宿場の女の一般的存在を反映する。例へば「好色一代男」に

御油赤坂の戯女になほ假枕、泊り／＼に有程に色よき袖を重ねてさう／＼に駿河國江尻といふ所に着きぬ
とありまた「膝栗毛」にも

すではや日も西の山の端にちかづきければ、戸塚の驛になん泊るべ／＼といそぎ行く道すがら、

彌次「コレ北や、待たつせへ、話があらアなんでも道中は飯盛を勧めてうるせへから、こゝに一つはかりごと

がある。おいらは親仁なり、ぬしやア廿代といふもんだから、親子といつてもいゝ位だによつて是から泊々では、なんと親子の分にしやうぢやねへか」

などいふ記事をはじめ旅宿の女に關する記述が隨所に見出される。それ等の記述はそのまま正確な資料として採り上ぐべきではないにしても、確かに、當時宿場々々の旅宿に巢喰つて生活を求めてゐた女の一般的存在を物語るものでなければならぬ（この項を讀まるる方は「江戸時代の道路を往く」を参照せられたい）

◎旅宿へ賣られた女

旅宿へ賣られてそうした境遇に身を沈める女に幸福な環境に生ひ立つた者が多からう筈はなく、彼女等の陥つてゐた泥水のやうな生活は、多くは彼女等が運命付けられた貧しさの所産であつたのだ。「民間省要」に貧しい農家の娘などが飯盛女に賣られてゆく経路を記述してゐることは他の機會（拙稿「江戸時代」にも述べた通りであつて、彼女等は父母や兄妹の病氣を救ふがために、または年貢米の未進に

因つて親の陥らなければならぬ恐るべき運命を避けるがために、時代の道德律が指示するまゝに黙々として運命に從順した。封建の世の鐵則の下に育くまれた貧しき娘等は「あきらめ」に慣れた人々であつたのである。

然しまた他の經路を辿つて、こうした倫落の淵に沈んで行くものも決して稀ではなかつた。例へば今日の田舎娘などが、土地で興業したサーカスの男やノツペリした田舎廻りの役者などに拐かされてゆくやうに、當時も浮氣な娘や若い人妻などで、フトした事のはすみからそれ等に類した過失を犯かし、やがて飯盛女や宿場女郎として闇の生活を生き続けなければならぬ運命に陥つた者なども少くはなかつた。寛政年間に書かれた「足民論」⁽¹⁾が庄屋の若い嫁が獅子舞に拐された話を物語つてゐるなどは、そうした經過を想はせるものである。

田舎娘、山家の嬢は、獅子舞の淫風なるに戀慕して、誘拐され行て、夫の家を潰すものあり、天明五年乙巳、某村の庄屋の嫁、獅子舞と淫して會津へ誘拐されたり。其

獅子舞は會津の盜人なれば、會津の役人捕へて其女を拷問せしに水戸某村の庄屋の嫁と云、殊に懷妊中なり。

(註1)「近世地方經濟史料」所收

とあるのがそれである。教養が淺く、その上男性に對する批判的態度を養ふ機會に全く恵れなかつた山家の娘や人妻などは、今も新らしく開かれた邊鄙な避暑地の娘などが、洗鍊された都の若い避暑客などに對して感ずるのと同じ憧れや魅惑を巡り廻つて流れて來た無頼の遊藝人などの、鄙には見られぬ苦味走つた風貌や、彼等の世間ずれの生んだキビくした動作などに對して感じたことであらう。そして彼等の百鍊の手腕にかゝり忽ち犠牲の壇上に供せられたであらう。

獨り山間の僻村に於いてばかりではなく、同じやうな事件が都の盛り場などに於いても、屢々繰り返されたものと見え「板倉政要」卷第三中に、斯る罪惡に對する取締りと、そうした不良の徒に對する刑罰が規定されてゐる。

一、神佛參詣諸見物ノ場並於道路、女人ニ戲言ヲ申懸、或

ハ奪取、旅人猥之體狼籍仕事甚以不可然。縦ハ人之妻小女等内々徒者ニ心ヲ通シ兼約ヲ以テ道路ニ出合、合見落却テ不慮ニ被奪取、行方不知様ニ雖申成在處於聞届者、右ノ女ト徒ラ者ト法度ノ義於人妻者任本夫之心、小女者可任親ノ心、若未聞不見之者實ニ於奪取者、女ニ其科難掛勿論彼ノ奪取者ノ儀、別而可處嚴科、イタヅラ者ノ親兄弟尤雖無科、彼者行跡ヲ連々乍見不致折檻乎又雖加教訓、彼者本來徒ラ者故不致承引歟也、只能々令糺明依時宜相當ノ罪科申付ノ事

とあるのがそれである。その頃京都の街では神社佛閣の参詣人や遊藝見世物の見物人などの雑踏する盛り場や通行人の多い道路上などで、奇怪なエロ犯罪が頻發した。旅人等の中に（恐らく婦女誘拐を仕事とする渡り者であらう）そうした場所で巧みに婦女に戯言など申かけ、時にはそれを誘拐し去つたが、それ等の恐るべき誘拐者の犠牲となる者の多くは、夫の眼をかすめて不義の淫樂に耽る人妻や、早蕪の小娘などの兼ねて牒し合せてある男と逢ふために、

盛り場や道路の片隅などにウロ／＼してゐる者などであつたらしい有様が窺はれる。そして誘拐されたまゝ行方不明になつて了ふ者も少からずあつたといふが彼女等の行末には恐らくは宿場女郎や、飯盛女などの運命が待つてゐたことであらう。

その他かけ落の若い男女などが、途中で雲助や、悪漢などに乗せられ、果ては女が拐されて了ふ話などもいろいろの物語に現はれてゐるがそうした女を前途に待ち受けてゐる運命も大同小異であつたであらう。然し斯種の犯行は物語の本などに屢々見出されるにも拘らず、少くとも主要な街道筋などでは割合に稀れではなかつたであらうか。既に屢々引用して來た「東海道中膝栗毛」が、當時に於ける旅行の安全さを謳歌して、

街道の並松枝をならさず、往來の旅人互に道を讓合ひ泰平をうたふつゝ、いら馬（驛馬）の、小室節ゆたかに、宿場人足其町場を争はず、雲助駄賃をゆすらすして盲人おのづから獨行し、女同士の道連れ、ぬげ參りの童（親また

は主人の許を得ずにかくれて伊勢参りする若者などはいふ)まで、盗賊かどはかしの愁にあはず、かゝる有難き御代にこそ、東西に走り、南北に遊行する雲水のたのみ、えもいはれず、

と記してゐるなどは斯うした推測を理由附けるものでなければならぬ。

兎に角斯うした経路を辿つて宿場の女となつた者も少くはなかつたであらう然し旅宿の女等の多くは、時代の制度によつて生み出された貧困の所産であつたのだ。江戸時代に於ける貧農の惨めな生活に就いては既にあまりに屢々社會經濟史の研究者達によつて物語られてゐる。此處には贅言を加へることを避けたし、當時親の大病や年貢未進のためには賣られて言つた娘を詠だ川柳の三四を記して、彼等の置かれてあつた無告の境遇を偲ぶに止めよう。

大病に女衞むすめの身賣りの周旋料取りを職業とする者)の見える氣の毒さ

鳳凰の印、人參の煎じがら

史 料

孝行な娘、我が身を煎じさせ

人參が出来て看病一人減り

孝行を勧めた男せげんなり

孝不孝二つ並べる塗枕

これは親の大病を救ふがために身を賣つた女の身の上を詠じた句。次は年貢未進の親を救ふがために遊女となつた娘を詠つた句である。

お年貢は怖いものだと禿いひ

よい娘年貢すまして旅へ立ち

未進積つて山形に娘成り

お年貢につまり下駄屋と町へ賣り⁽²⁾

「註」(1)及(2)瀧川博士「法律史話」所収

(2)の最後の句は、娘の誕生と共に植えた桐の木は下駄屋へ賣り、同時に娘は遊里へ賣つたといふ意味であるといふ。

「町」といふは遊里の異稱であることも著者が註解されてゐる。

水牢と聞いて娘は行く氣なり

水牢は出たが娘の身は沈み

六七

水牢は女衞の世話でゆるされる⁽¹⁾

とある句などにも賣られゆく貧しき娘のために涙を潜めさせたものである。年貢未納の百姓が領主のために水牢に入れた話は、一般に知られてゐるが、親を見殺しにするか、身を賣つて泥水の中に投ずるか二つに一つの岐路に立つ時、娘等の多くは、一切を斷めて遊女となり、飯盛女になつて行くのである。現代でも凶作地方の農村などへ、事實上の人買ひが入り込んで貧しい娘達を買ひ出して来るやうに、當時に於いても水損や凶作などがあると女衞の群はその地方へ入り込んで盛んに活躍したものと、如くである。

水損の村へのさん女衞行き

水損の畦を踏分け女衞来る

田も畑も水にとられて流れ身の⁽²⁾

とある句などはそうした有様を示すものであつて、彼等は年頃の娘の居る貧しい家を廻つて言葉巧みに、娘等のためには「孝行の道」を説き、遊里の女や旅宿の女の華やかな(彼等はそう説いたに相違ない)生活を偽り、語りそして

親達のためには、こうして身を賣つた娘等が決して不幸に終るものではないことを説き恐らくは極めて稀れにあつたであらう大名や富豪などにひかされて圍ひ者になつた者などの幸福さを例に引きなどして娘の身賣りを勧めたであらう。斯くして、水損や干害などのある毎に、新しい飯盛女は街道筋の旅宿へどしどし供給され、浮かれ心の旅人等のために備へられた淫らな道具として生き續けたであらう「東海道中膝栗毛」に現はれてゐるやうな潤ひもつ、やも失ひ去り、荒み切つた女等の多くは、そうした不幸な人々であつたのである。

女衞が彼女等に身賣りを説き勧める時、彼女等のために前途の幸福を約束するかの如き口吻で、引倒したであらうやな大名や富豪の妾としての身の上などは彼女等の多くにとつて、一步泥水の中に足を踏み入れると共に直ちに消え去るべき一つの夢であつたが、然し中には遊蕩旗本の妻妾となる者などもあつたと見え、荻生徂徠は「政談」中に於いて、

其上我女を自親遊女に賣ること、下賤の者（穢多非人の如き特殊階級の者をいふ）にも一向あるまじきことなるを不_レ構に賣ることは、元來平人の女を遊女に賣ると云より起て、歴々の者も遊女を典て妻にする類不_レ可_二勝計_一。是よりして又平人の女を彌遊女に賣也

と云つてゐる。けれ共そうしたことは吉原邊りの謂はゞ當時の高等遊女の中に稀れに見出される異例であつて宿場の女等に望み得べきことではなかつたのである。

◎彼女等の立場

多くの物語や記録によつて窺はれるやうに旅宿の女は純然たる娼婦であつた。彼女等は客に對する感情によつて、ある客の要求を退け、他の客を選ぶことの自由をさへ許されなかつたものゝ如くである。たゞ抱主の利益のために好悪愛憎の感情を殺して凡ゆる客の要求に應じなければならなかつた點に於て、遊廊の女と少しも異るところがなかつた。

その頃既に人身の賣買が禁ぜられてゐたがために、彼女

等の法規上の立場は、現在の娼妓などゝ同じく年季を定めたる奉行人または使用人であつた。それは次のやうな飯盛女の身請證文の遺存せるものなどによつても明かに知られる。

年季奉公人引取一札之事

此さのと申女、貴殿召抱、道中旅籠屋飯盛下女に御座候處、此度御當處成田屋吉右衛門殿仲立を以、給金相立年季中妻に貰請候處、相違無_二御座_一候。然る上者、如何様之儀有之候共、見苦敷奉公等爲_レ致間敷候。猶年季明之節は、國元實親江掛合、何に而義故障無_レ之様可_レ致候。若何角申者有_レ之候はゞ我等何方迄も罷出、早速埒明、貴殿へ少も御苦勞相掛け申間敷候、爲_二後日_一入置申一札仍如件

文政九年戊九月

會津柳津引取人

宇都宮仲立人

圓通院(印)

成田屋吉左衛門(印)

日光道中字都宮

旅籠屋李藏殿⁽¹⁾

「註」(1) 瀧川博士「法律史話」所收

次に、江戸吉原三浦屋に抱へられてゐた遊女「薄雲」の身請證文が同じ書物に引用されてゐるが、それは右に掲げた飯盛女の身請證文と共に娼妓と旅籠屋の女とが、全く同じ立場に置かれてあつたことを示す一つの資料とならう。

證文の事

其方抱の薄雲と申す傾城、未だ年季の内に御座候共、我等妻に致し度、色々申入れ候處、相違なく妻にくだされ、其上衣類蒲團手道具長持まで相添へ下され辱奉^レ存候。則ち爲^二樽代^一、金子三百五十兩其方へ進し申候。自今以後御公儀様より御法度仰せつけられ候江戸御町中ばいた遊女出合候座敷は申すに及ず、道中茶屋旅籠屋遊女がましき所に差出し申間敷候。若し左様の遊女所に差出し候と申す者御座候はゞ、御公儀様へ申上げられ、如何様にも御怒り成されべく候。其時一言の議申間敷候。右薄雲離別

致候はゞ金百兩に家屋敷相添へ、隙出し申すべく候、爲^二後日^一御證文依如件

元祿十三年辰七月三日

貫主 源 六[㊦]
請人 平右衛門[㊦]
同 半四郎[㊦]

四郎左衛門殿

「註」(1) これは「花街漫録」といふ書物に掲げられてあるといふが、それを瀧川博士が前掲書に引用せられたものである。

この二つの身請證文に共通してゐることは身請をする者が、その女を再び貞操を賣つて生活するやうな境遇に陥れないことを保證する文句が掲げられてあることである。前者の場合には「見苦敷奉公等爲^レ致間敷候」といふ文字で言ひ現はされてあり、後者の場合に在つてはモツト具體的に「江戸御町中ばいた遊女出合候座敷は、申すに及ばず、道中茶屋旅籠屋等遊女がましき所に差出申間敷候」と書か

れてあるが何れも同じ内容を表現せるに過ぎない。それは恐らくは旅籠屋や遊女屋の主人の、抱女の將來の幸福に對する、罪滅し的な顧慮または希念に起因するものであらうが、何れにしても、これ等の文言によつて、旅宿の女（飯盛女）が事實、遊女ばいた（淫賣女）と全く同一の立場に置かれて在つた事實を觀取し得るであらう。

また、現在に於いても屢々事例を見出されるやうに養子縁組の名に於いて、遊女や飯盛女に賣られて行く女もあつたといふがその場合の證文中にも、飯盛女やこれに類した女等の置かれて在つた不幸な地位を示唆する文字が見出される。

（前略）双方相對得心之上、其許殿江一生不通養子ニ差遣申候處實正也。然ル上者、此者ニ付諸親類兄弟ハ不ニ申及ニ言名附之夫、先主人杯ト申、脇外ヨリ養子之義ニ付、違亂妨申者、壹人茂無ニ御座ニ候。……一生不通娘ニ進候上者、我等方差構毛頭無ニ御座ニ候。……此方江茂逃歸り仕候得者、急度異見差加へ、幾度ニ而茂差戻し、一夜茂

留置申聞敷候⁽¹⁾

「註」(1) これは萬延元年十二月紀國屋忠兵衛といふ者がその娘糸といふ十六歳になる娘を養子の名に於いて身賣りさせる時に入れた證文の遺存せるものであるといふ。「法律史話」所收

その女が遊里へ賣られたのか、旅籠屋へ賣られたのか不明であるが、何れにしても「養子」とされた後に陥つたであら運命が文面の裏に窺視せられるであらう。

要するに江戸時代に於ける旅宿の女——飯盛女——は全く遊女と同じ性質のもので、謂はゞ今日の新橋邊りの一流の賣ツ妓と土臭く荒んだ田舎藝者との間に見られるやうな格式の相違があつただけである。當時吉原邊の一流の娼妓が「傾城」の別稱を有つてゐたのに對して、飯盛女中の澁皮むけた人氣者に就き、

飯盛りも陣屋ぐらゐは傾ける⁽¹⁾

などいふ句が流行してゐたのは、その格式の相違を戯れ傳へるものである

「註」(1) 瀧川氏「法律史話」所收

いふまでもなく、一流の娼妓には一城の城主を傾けるほどの魅力があるが飯盛女にもそれほどの魅力はなくとも陣屋(代官郡代等のある役所をいふ)位は傾ける力があると云ふのである。

四、旅宿に對する取締一斑

◎女を對象とせる取締

前に述べたやうに道路交通が著しく發達して旅宿が、街道筋に於ける一般的な存在となり、旅行者の利害旅行の安全、延いては交通の發達に重大な影響を有つに至ると共に、そしてまた同時に旅宿が公然の私娼的營業化して風紀衛生上容易ならぬ重大性を有つて來ると、これに對して幕府は種々の取締を實施するに至つた。

話の序に先づ飯盛女を對象とせる取締から物語らう。宿驛の女に對する取締令は萬治二年に東海道各驛に於ける娼婦の存在を禁じたものを以つて嚆矢とする。

是年(萬治二年)東海道各驛娼婦を置くを禁ず若密に之を置く

者は、其女自ら其地の守護及代官に首訴すべし。若探偵を待て發覺せば其女驛吏と共に其罪を同せん。(「玉露叢稿」所收)

とあるのがそれだ。萬治二年は豊臣氏の滅亡後僅か四十四、五年に過ぎないが、その間に於ける泰平の繼續は殊に主要街道たる東海道各驛を急激に繁盛せしめ、旅宿には既に多くの娼婦が抱へられて、驕かしい巷と化してゐた事實を示すものであり、そして種々取締を要する事態が發生してゐたことを示すものである。旅宿の主人に對して女の抱置きを禁ずると共に秘密に抱置くやうな者を根絶するため、抱女自身をして自訴せしめる方法を探つたものであるが、恐らくはそうした境遇に進んで身を投じてゐる女は稀有であつたらうから彼女等が泥水稼業から足を洗ふ機會を見出したい希望から自首して出さることを期待したものであらう。然し社會制度の根底に根強き基礎を有ち、人間の性的本能に深く根ざしてゐる斯種の現象が、一片の法令を以つて根絶し得べきでないことは何時の時代に於いても同じで

あつて、此の場合に在つてもその取締令は充分の効果を齎らすことが出来なかつたものと見え、それから僅か三年後の寛文二年に再び東海道各驛に於ける娼婦の取締令が更に厳しき姿となつて現はれてゐる。

十一月東海道各驛に令して其隠娼を驅逐し若し逃亡するものは之を追捕せしむ。自今各驛其爨婢外の婦女を置を禁ず、設使爨婢と雖も制外の衣服を穿つものは皆娼婦を以て之を罰せん（舊記「驛遊」志稿に所収に據る）

この取締令によつて、私娼の取締に關して十數年以前（現在についてはよく知らない）淺草あたりに現はれたと同じ現象が、當時東海道各宿驛に於いても現はれてゐた事實を知り得るであらう。即ち嘗つて淺草六區附近に於ける私娼の取締りが厳しく勵行せられると、當時の銘酒屋は表面射的場とかその他これに類した營業に早變りしたが、店に置く女等をして依然として同一の稼業を密かに續けさせたといふが、東海道の宿場々々に於いても、公然娼婦を置くことを禁ぜられると、彼女等は隠れた娼婦となつて、同じ存在

を續けてゐたのである。「隠娼」の文字はそれを示すものでなければならぬ。「隠娼」等が如何なる方法で官憲の光る眼をごまかしてゐたかはこの觸書の後半自體がそれを物語つてゐる。禁令以前まで純然たる娼婦または接客婦として公然に振舞つてゐた彼女等は、炊事雑用の下婢に姿を更へ、密かに、夜更けてからその本態を示すやうな方法が採られたに相違ない。然し何時かそうしたカラクリが官憲によつて探知せられると共に、炊事の下女には一定の服裝が強行せられ、その制外に出づる者は悉く娼婦としてこれを罰する方針が採られたものである。この禁令の裡に、同時に「飯盛女」といふ名稱の起原が窺はれよう。宿驛の女が最初から「飯盛女」の名稱を以つて稱はれたものでないことは、道中宿々に旅人とめて給仕する女を飯盛り女と言、むさき名なり此名古はよく、遊女の部たりしに、中頃より道中に至迄遊女の類を御停止に付……（民間省要中編卷之四享保年間の著）といふ記事などによつて知られる「中頃」に遊女の類は禁止せられたとあるのは、右に述べた萬治年間の禁制を指す

ものであらう。即ちこれ等の禁令によつて、幕府は東海道各宿驛に於ける娼婦の抱置を禁じては見たものゝそれは「民間省要」が

御吟味有つて一人にても置ねば不_レ相立ゆえ、無_レ是非一此名をよばれたり(同書卷之四)

と記してゐるやに旅宿衰微の原因となり已むを得ず次に述べるやうに、最初は人數を制限してそれを抱置くことを認め、後には何時か無制限の存在を默認するに至つたものと思はれる。この娼婦の復活を認めるに當つて、他の機會にも觸れたやうに〔江戸時代の道路を往く〕参照一度禁止したものを再び許可することにお上の面目等を考慮に入れた結果、遊女としてではなく、飯盛り女としての抱置を許すといふことになつたのであらう。そして「飯盛り女」といふ名稱は、恐らくは、遊女の禁制後炊事雜用を事とする下婢の假面の下に密に容に接し、春を賣つてゐた女等に對して特殊な意味を合めて何時か次第に稱び慣らされてゐたものであらう。

東海道の旅宿に於いて娼婦を抱置くことが禁制せられて

から五十餘年後の享保三年に旅宿に實質上の娼婦を置くことを再び公認せられたが、然しそれは人數を二人に限られてゐた。

三年(享保)十月諸道に令して各驛旅舍置く所の食賣女一戸二人に過ぎざらしむ。(驛遞志稿)

この制限令に於いて注意すべきは前二回の禁令が何れも東海道筋の宿驛を對象とせるに拘らず此處では諸街道の宿驛を對象として觸書が發せられてゐたことである。その五十餘年の間に東海道以外の諸街道も繁盛して其處にも既に隠れた娼婦が可なり一般的に存在してゐたことを物語るものでなければならぬ。旅宿の女を一戸二人と限つたのは如何なる事情によるものか明かでないが、それから四十年程以前に遡つて延寶六年に旗亭の女を二人以下に限定して左の如く令してゐるから、その例に倣つたものではあるまいか。

諸道各驛其在來の旗亭外に於いて新に旗亭を設んと欲する者は先づ之を訴へて其許可を受くべし。又從來お酒女

を置ける旗亭と雖も自今二人以上を置くべからず、其他妻妾女子と雖も酒席に出て旅客の饗羞を爲さしむる勿れ若し之を犯す者は、皆捕縛して之を罰すべし。又先に之を置かざる旗亭は一人と雖も之を置く勿れ。又其衣服は布綿以外一切之を着用せしむるを禁ず。又其店頭の開閉は朝六時より夕六時を限るべし。又其客の疑はしき者は

其出入を許す勿れ

〔舊記〕〔驛〕
〔通志稿〕所收

かくて當時東海道をはじめ諸街道筋に於いて上下の旅人が極めて多く、料亭が隨所に繁盛してゐた有様が偲ばれる。

ケンペルの江戸參府紀行中に現はれて來る街道筋の茶屋料亭に關する記述など、併せ讀めば、江戸時代に於ける街道筋の賑かな情景が想見せられるであらう。茶屋料亭が續々と街道筋に新設され其處には美しく氣節つた接客婦や、時には經營者の妻妾や娘共まで酒席に侍し驕かしい淫蕩な零圍氣を漂はせてゐたに相違ない。

旅館に二人までは接客婦を抱置くことが認められてから後も尙享保元文、延享、寛保等の諸年代に互り、屢々私娼

に對する取締令や罰則が規定せられてゐるのを見れば、宿驛に在つては旅宿の女は宿驛自體の衰微を避ける手段として已むを得ずに「飯盛」の口實の下に二人まで認められたにしてもそれ以外の場所に於いては禁令が尙勵行せられつゝあつたものと考へなければならぬ。徳川百箇條(科條類典)中に、

一、隱遊女致候者身上相應之過料之上百日手鎖ニテ所領隔日封印改

一、踊子抱置爲致賣女候モ同斷

但賣女ハ何レモ三箇年之内吉原エ爲取遣シ候

一、請人人主ハ身上ニ應シ家財三分一取上候程ノ過料、

家主ハ身上ニ應シ過料之上百日手鎖隔日封印改可申事

但家主建置候家藏有之候共五ヶ年之内店賃爲納可申

事

一、五人組過料、名主重キ過料、地主五ヶ年之内家屋敷

取揚地代店賃爲納五箇年過候ハ元地主エ返可被下

但外ニ罷在候共右同斷取計又候賣女置候ハ幾度モ同

様申付明地ニハ申付間敷候

一、御扶持人御用達町人拜領屋敷同斷 寺社門前町屋敷
同地借共同斷

但寺院神主ハ寺社奉行ニテ叱り置

一、飢渴之者夫婦申合賣女爲致候迄ニテ盜等ノ惹事無之
ハ不及糺明ニ

一、踊子呼賣女賣女爲致候料理茶屋所拂地主過料

但地主他ニ罷在候ハ叱り、名主五人組無構

一、賣女ヲ誘引出候ハ叱り名主五人組無構

但女ハ誘引出候者有之方エ成共又外エ參候共心次等
とあるなどはそれを示すものである。數次に互つて制定せ
られたこれ等の取締令に依れば、幕府は一般的には尙私娼
及び其關係者に對して嚴罰主義を以つて臨み、その存在を
拒否してゐたことが知られるであらう。

宿場くの旅籠屋女（飯盛女）に對しても、時に寛嚴・
弛張の差はあつたが、大體に於いて一貫して抑制の態度が
持續せられ、それを成り行きに任せ彌漫するがまゝに放任

するといふ態度は、少くとも法制上に於いては、表示され
てゐない。「驛遞志稿」は「御觸書書付留」に據り元文五年
に幕府が諸街道に於ける旅宿の抱女に關する制規を復した
ことを記し、

五年（元文）七月諸道各驛食賣女の禁令を復すること享保三
年十月の如し

と云つてゐるが、それは宿場の旅宿の抱女を再び一戸二人
に限つて認めたことを示すものである。然しその間に於い
て、右の取締令に如何なる改正が加へられてゐたかを記し
てゐないから、享保三年から元文五年の間に於いて旅宿の
女に對し如何なる取締りが行はれたかは知り難い。たゞ當
時は八代將軍吉宗の時代で幕府の施政は勤儉獎勵主義によ
つて彩られ奢侈文弱の矯正や殖産興業などが時代的な風潮
を成してゐた頃であるから、恐らくはその影響の下にそう
した女等が再び存在を拒否せられてゐたであらうといふ推
測は可能である。

次いで天明元年には江戸四門（板橋、千住、品川、内藤

新宿)の各驛に於ける斯種の女の數を定め、板橋、千住及

内藤新宿の三驛は各百五十人、品川驛五百人としたが(「道

秘書」」驛」此年は田沼意次が老中に任ぜられて所謂田沼

逆志稿」所收」時代は出現しつゝあつた頃であるから宿驛の發展に相當重

大な影響を有つた旅宿の女に從來以上の制限を加へたもの

とは考へられない。寧ろ從來の制限を弛め、江戸附近の宿

驛に前記の數を限度として斯種の女を増加することを許し

たものではあるまいかと察せられる。

文政八年また各驛共食賣女を一戸二人に限るべき旨の制

限令が發せられたのを見れば、それ以前に、一戸二人を限

度すべき制限令は嚴格に適用せられることなく、ある程度

まで増加してゆくのを幕府は黙認してゐたであらう。

六月令して各驛每傳舍置く所の食賣女二人と爲し、猥り

に見番と稱して歌妓を置くことを禁ず

と「驛遞志稿」の記してあるのが、それである。當時の新

らしい現象として食賣女(飯盛女)の他に、歌妓が宿場に

現はれつゝあつたことに注目すべきである。

更に弘化四年九月には、

近來各驛旅舍多く飯賣女(飯盛女)を置くを以て其便を

謀り、家作を構造し、官使及侯伯の休泊に妨碍あり、自

今旅舍の營繕を爲さんと欲するものは皆其領主代官の査

檢を受くべし。(驛遞志稿)

と令してゐるのは、飯盛女に關する取締の必要から旅宿の

構造を設計するに當り領主または代官の監督下に於いてす

べきことを命じたものであるが、今日の旅館や料理店など

に加へられてある同種の制限と思ひ併せ、興味深いものが

ある。後にも述べる機會があらうやうに、幕府の中葉以後

諸大名の財政的窮迫に因り彼等の旅宿に對する手當は、實

質的に著しく減少しそれがために本陣脇本陣その他大名及

幕吏等の如き特殊旅行者の宿泊によつて存立してゐた種類

の旅宿は次第に衰微しつゝあつたから、恐らくは家屋の構

造などにも改變を加へ、飯盛女なども抱い置いて庶民旅行

者群の投宿をも併せて誘致することを必要とする事態が生

じてゐたであらう。然しそうした事態が貴族層の旅行者に

とつて歓迎すべきものでないことはいふまでもなく、遂に旅宿の建築上に斯種の制限を加へられるに至つたものと思はれる。

創業の當初に於ける幕府の遊妓娼婦に對する態度は、一、遊妓、白拍子、冶童、夜發の輩は一國城都及繁榮の地に必ず來ることある者なり、人の行跡之に依りて破るゝ事多しと雖も堅く之を禁止すれば即ち不義の大失日に起る

とある「家康百個條」中の一項によつても窺はれるやうに、その弊害の少からざるを認めながらも政策的にこれを嚴禁することを不可としてゐるに拘らず、萬治、寛文年代以後に至り屢々旅宿の女に禁制を加へてゐるのは、當時街道筋に斯種の女群が充滿して、その社會的影響の看過すべからざる事態を生ずるに至つたことを示すものでなければならぬ。風紀衛生上の弊害が甚しかつたことは想像に難くない、主命を帯びて往還する眞面目な若き武士などにして、斯等の女のために身を過らすものも少くなかつた。(民間省

要)といふ。然し幕府當局のそれ以上に恐れたことは、恐らくはその地方の農民に及ぼす影響であつたであらう。農民の遊墮的傾向は農民の生産力の上に基礎せる封建制度その物に對する恐るべき脅威であつたからである。江戸幕府の全治世を通じて、煩いまでに繰り返されてゐる農民への、勤儉節約の教訓は時代の風潮が農民の傾向の上に及ぼしつゝあつたそうした變化を阻止せんとする封建治者の努力を示すものに他ならない。

かくして幕府は、時の情勢に隨ひ常に一律ではなかつたにしても萬治以來兎に角終始一貫、旅宿の女(其の他の娼婦も同様)に對して制壓の態度を放棄しなかつたが、然しそうした努力にも拘らず、斯種の女の群は次第に増加する一方であり、半ば公然に宿場々々に驕態を演じてゐたことは前に屢々引用したケンペルやシーボルトの旅行記や、江戸時代に於ける宿場の情景を最も巧みに描寫してゐる、「東海道中膝栗毛」などによつても明かに窺はれる。

◎宿料に關する取締

次に旅宿の宿泊料に關する取締について述べよう。

慶長、元和の頃、未だ旅宿が木錢制を本態とせる當時から(前文)幕府が數次令を發して宿賃の制を定め、これによつて旅人を宿泊せしめたことは前の機會にも觸れて來た通りであるが、其後萬治、寛文、延寶年代の頃に至ると更に頻繁に宿賃に關する規定が設けられて來た。それは旅宿の

女に關する制禁の法令がまた此當時から現はれてゐる事實等と關聯して、道路交通の發達に伴ひ旅宿がその重要性を加へて來たことを反映するものでなければならぬ。先づ左に「驛遞志稿」が收めてゐる宿賃に關する規定(江戸時代のもの)を摘記した後、これ等の規定が有つ時代的意義を明かにすることに努めたい。(前文に引用せるものと重複せるものもあり)

◎旅舎の宿賃其薪柴と共に錢十文とす。若其以上を食る者は三十日の繫獄を命すべし(萬治二年十二月)

◎諸道各驛宿錢は其薪柴と共に錢六文、馬は錢八文とす(御觸達には錢十文に作る)若以上の増錢を食るものは三十日の繫獄を命し、且驛吏は錢五貫文、圍驛毎戸百文の過

錢を出さしめん(寛文三年四月一日光御成御觸達)

◎中山道各驛木錢を増し、主人十六文、馬十文、下僕六文と爲す(寛文五年十月、制度集)

◎各驛の木錢宿賃を増し、主人錢卅二文、從僕十六文と爲す(延寶三年正月、令條記)

◎各驛安に其房錢を高低せざらしむ(正徳二年、道中方秘書)

◎旅人皆其時價に征し傳舎の房錢を償はしむ米價騰貴して各驛困窮するを以てなり(天明七年五月、牧民金鑑)

◎官私の旅人皆其房錢を償はしむ。近來本陣止宿の輩屢々其房錢を償はざる者あるを以てなり(天保八年、牧民金鑑)

◎各驛房錢二百文、午餐錢百文とす(元治元年、舊記)

◎東海、中山兩道旅舎の賃錢を増し、上下の別なく房錢七百文、午餐錢三百文、馬壹匹の宿賃壹貫四百文、午秣料六百文となす(慶應二年)

◎又公用旅行輩の木錢米代宿泊を廢し主人從者の別なく一人錢七百文、午飯三百文となす、京都縮紳は此限外と爲す(慶應三年、慶應事記)

これ等は「驛遞志稿」の編者によつて蒐集せられた江戸時代に於ける宿泊料に關する規定の主なるものであるが何れも時代の一面を覗くべき窓であり得るであらう。萬治二年に續いてまた寛文三年に、旅宿の木錢(木賃制 宿泊料)を一定してその違反者に對する罰則を制定してゐるのは、慶長、元和の頃に比較して、旅宿營業が一般的な存在となり、宿泊料の問題が一層緊要な時代的性格を有つて來たことを示すものである。他の言葉で云ふならば、公私の旅行者が激増して、宿泊料の高低が獨り武士群にとつてのみならず一般庶民群に對しても重要さを加へて來たことを示すものである。そして寛文三年の禁令が萬治二年の禁令に比し更に一層嚴罰主義を採つてゐるのは、諸宿に於ける旅宿が益々商業主義的原则によつて強く支配せられるに至り、前度の禁令が蹂躪せられつゝあつたことを物語るものでなければならぬ。

次いで寛文五年中山道各驛の木錢を増加し、且つ主人と下僕との間に宿泊料の區別を設け、更にそれから十年後の

延寶三年に、諸街道筋に於ける旅宿全般に互つて宿賃を倍加し、中山道の場合同様、主人と從僕との間に於ける宿賃の區別を定めたるのは時代の推移に伴ふ物價の騰貴を反映し、同時にまた旅宿の設備が複雑化して、室・食料其他の調度等に上下の等級差別が設けられべくあつたことを示すものと見るべきであらう。更にそれから三十六年後の正徳二年に諸驛の旅宿に對し其房錢(宿料)を妄りに變動すべからざることを命じてゐるのは、實際には反對に、宿泊料の變動が極めて一般的な現象と化しつゝあつた事實を立證すべき資料に他ならない。次の機會に觸れるであらうやうな商業の全國的な發達、これに伴つて急激にして頻繁なる物價の變動が繰り返され、それがために三四十年以前に制定せられた宿賃の如きは、縦へそれが公の規定であつても到底墨守すべからざる事態を生じてゐたに相違ないであらう。

天明七年五月旅行者に對し時價に従つて旅宿の宿泊料を支拂ふべきこと令したのは、幕府が慶長、元和の往時より

時には違反者に對する嚴罰をまで規定して、維持し續けて來た公定宿料主義の完全なる放棄を意味する。當時(天明六年)武藏、下總、上野、下野等關東地方の一圓に互つて霖雨が
あり、利根川の水が暴溢うして數十ヶ所に互る大堤の決潰があつて水損が甚しかつたことなども一つの原因を成し、
米價が暴騰し、それがために一時的にもせよ、舊來の公定宿料を固守することなどは全く不可能な情態を生じたがためであらう。それまで、宿料を妄りに高低するなと云つたやうな微溫的態度を以てゝはあるが、兎にも角も保持し續けて來た公定宿料主義は、茲に於いて全く放棄の運命に晒らされた状を見るべきである。それは何かしら時勢の力に押され押されて、封建政治組織の基礎が次第に崩壞の運命を辿りつゝある歴史的過程を表徴するかの如き感じを與へてゐる。

更に時代を下り、天保年間に發せられた制令は(前掲の參照)封建制經濟組織の衰弱、即ち諸大名をはじめ武士群の經濟的窮乏を明かに反映する。右に述べて來たやうに天明年間

に至る迄の間に於いて存せられた宿料に關する制令は何れも旅行者の利益のために宿料を制限すべきことを目的とせるものであるが、天保年代に於ける取締令は、反對に、旅行者の利益のために(旅宿の衰微を防止するがために)旅行者に對し宿料の支拂を強制せるものである。その制令の發せられた動機は前に引用せる如く當時本陣に止宿する者にして屢々其房錢を支拂はないものがあつたからである。特に本陣止宿の者とあるのを見れば旅宿の踏み倒をする者が、武士に多かつたことは明かであらう。まさか大名が宿泊料の踏み倒しを敢てするやうなことはなかつたであらうが、既に天保年間の往時に在つてさへも、諸藩の財政が窮迫を告げて來ると共に大名宿泊の場合會計係の藩吏などが非常にこすく立ち廻つて旅宿を苦しめることが屢々あつた(民間省要)といふから、天保年間頃になつては、大名の旅宿に對する支拂態度が如何にケチなものであつたかは想像に難くない。他に物語る機會があらうやうに、江戸時代の後半に於いて本陣が寧ろ大名の宿泊を忌避するが如き傾向を生じて

ゐた事實などもその邊の消息を傳へるものでなければならぬ。公用を帯びて往還する武士などの中に威權を笠に着て宿料を踏み倒しましたは種々の不法を暴行した者の少くなかつたことは種々の物語に現はれてゐるが、「民間省要」卷之二が旅宿に於ける幕吏の不法暴戾を述べて、

其頃前々御番代の衆中、道中の患難有事は、右人馬御朱印（宿驛に於いて幕吏が無償使用し得可き人夫馬匹）の

表に十倍二十倍を取られての上、宿々泊々にて、旅籠代に不足有り、其日過の旅籠屋ともすべきやう、町中より錢を集めて足してつかはずに依てなり、其上にも少の違目

有か、宿々にて食事小借し、夜具杯に付少も不馳走の事あれば、其儘免さず、はなねぢ持て打過は常の事也

と記してゐるなどは其一例である。同書中他にもこれに類する記述は極めて多い。天保年間に發せられた前記の制令は、斯る事態に對して旅宿を保護せんとするものは外ならなかつたものと思はれる享保年間に於いてさへそうであつたとすれば、當時よりも遙かに武士の貧窮が甚しくなつて

ゐた天保頃に至つては、旅宿を威迫して宿料の踏み倒しなどをする武士が非常に多かつたことであらう。

然し、少くとも諸大名の參觀交代旅行などをはしめ武士の公的な流行には、宿泊料の標準を一定して置くことが、旅行者のためにもまた旅宿のためにも便利であつたものと見え、元治元年以來幕府は再び數次に互り宿泊料の標準公定を復活しそれに依るべきことを令してゐる。

斯如く幕府はその創業の當初以來時勢の變遷に應じ度々制令を發して宿料に關する取締を行つてゐるが、これ等は主として公的性質を有つ旅行者に關して勵行せられたものであつて、一般庶民旅行者等に關してまで同様に勵行せられたかどうかは極めて疑問である。「東海道中膝栗毛」の記述などに、旅籠賃が行く先々で異つてゐた有様が偲ばれるなどは、それ等の取締令のかゝる性質を示すものではあるまいか。

（前篇終り）